

コミュニティ開発支援無償

Grant Aid for Community Empowerment

外務省 無償資金・技術協力課
平成21年2月23日

1. 「コミ開」の背景

- 我が国の一般プロジェクト無償案件は、一般に他ドナーの類似案件と比べ品質は高いがコストも高いとされ、他ドナーとのコスト格差の是正が求められている。
 - こうした中、平成16年12月に発生したスマトラ沖大地震・インド洋津波による被害に緊急に対応するため、ノンプロ無償の活用を前提に現地仕様の設計による案件を実施したところ、E／N期限の制約を受けず余裕をもった工期設定、各種効率化による大幅なコスト縮減及び特定分野に限定されない総合的なコミュニティ開発が可能となった。
 - コミュニティ開発支援無償は、この時に培われた知見・蓄積も踏まえて、このような援助手法を制度化しようとの考えから創設されたものである。
-

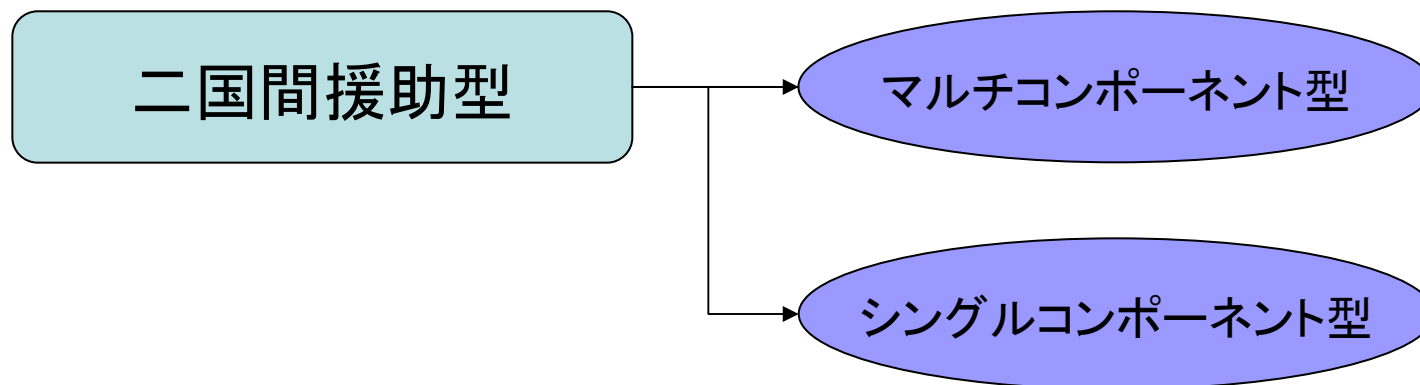
2. 「コミ開」のねらい

- 貧困、飢餓、疫病等、人命や安全な生活への脅威に直面するコミュニティの総合的能力開発の支援を目的とする。
 - 相互に関連する複数分野の事業の有機的連携による手続きの効率化と、現地仕様による設計、施工段階における現地業者の活用によるコストダウンを可能とする新しい形態の無償資金協力の枠組みを導入する。
 - 「人間の安全保障」の理念の下、個人の能力向上を通じてコミュニティ全体の能力強化・貧困削減につなげて行くという「アフリカン・ビレッジ・イニシアティブ」を具体的に資するものとする（但し、支援対象はアフリカに限らない）。
 - アフリカ支援の強化やMDGs達成へのわが国の貢献を効果的にアピールする必要性からも本枠組みの導入は効果的。
-

3. 「コミ開」の支援対象

- 2009年世銀融資ガイドライン I 及び II の国(2009年は一人当たりGNIが1,785ドル以下の国)を対象とする。
 - 特定のコミュニティの開発を目的とし、学校、道路、給水、医療等複数のコンポーネントからなる支援を一つのプログラムとして一体的に支援。分野横断的な有機的連携により波乃効果が期待される案件を選定する。
 - コミュニティの開発に資するものであれば、マルチコンポーネントでなくとも、例えば低コストでの学校建設などシングルコンポーネントも可能。
 - 現地仕様による設計、施工段階での現地業者の活用を通じ大幅なコスト縮減を図る。
 - 事業目的の変更を伴わない範囲で事業量の調整は可能。
 - 1件当たりの供与金額を、3-10億円を目処とする。
-

－「コミ開」の類型図－



国際機関との協力型

- ・二国間では実施が困難な国・地域を対象（大使館やJICA事務所のアクセス困難など）
- ・国際機関経由で高い効果が得られる分野を対象

キンシャサ郊外(コンゴ(民))における学校建設

完成後のイメージ



(現在使われている学校の一例)



(ユニセフが現地仕様で建設した学校)

4. 事業の仕組み

(1) 二国間援助

(イ) 調査

外務省による要望調査結果を踏まえ、国際協力機構(JICA)による概略調査を実施し(本邦コンサル)、事業規模と分野の組み合わせの適正さ、先方計画に基づく青写真の策定、実施体制等の作成を行うとともに概略設計報告書(含む概略積算額)を作成する。

(ロ) 審査・実施決定プロセス

JICAによる概略設計調査を踏まえて、外務省において実施の可否を検討、政府としての決定(閣議)を行う。その後政府間で交換公文(E/N)、JICAと被援助国政府との間で贈与契約(G/A)を締結。

(ハ) E/N等締結後の案件実施の仕組み

E/N及びG/Aの締結後に、相手国の口座へ資金を一括拠出する。調達代理機関(JICS)が施工業者、コンサルタント等と契約し、資金管理業務等を実施する。

当該両国間で事業について密接に協議する場として、「コミッティー」を設置、事業全体の進捗を確認し、問題点等を協議する。

(2) 国際機関との協力

(イ) 調査

外務省と密接に協議しつつ、国際機関は、案件概要、概略積算額、実施体制等を盛り込んだ要請書を作成する。

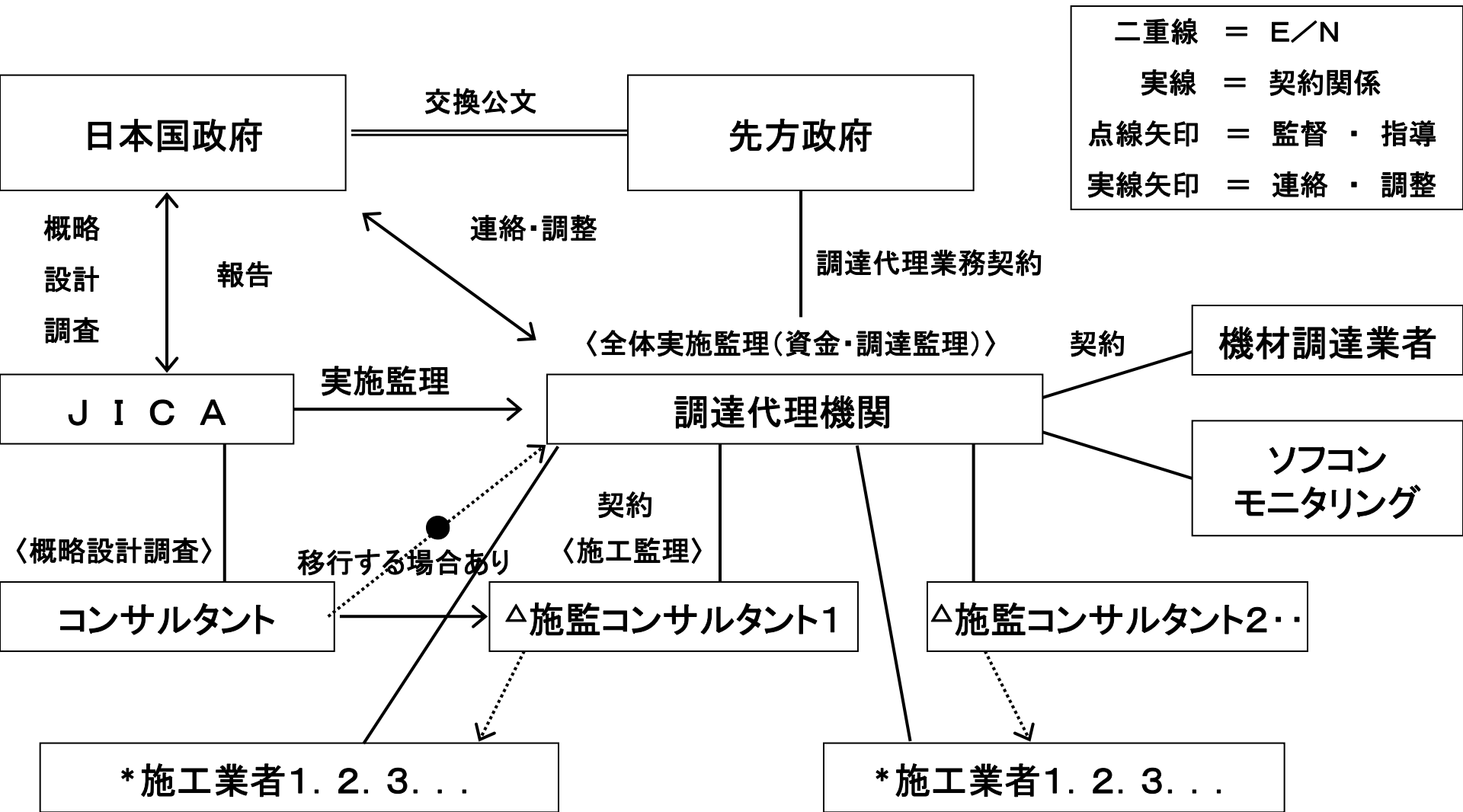
(ロ) 審査・実施決定プロセス

国際機関からの要請書を踏まえて、外務省において実施の可否を検討、政府としての決定(閣議)を行う。その後我が国政府と国際機関との間で交換公文(E/N)、JICAと国際機関との間で贈与契約(G/A)を締結。

(ハ) E/N等締結後の案件実施の仕組み

E/N及びG/Aの締結後に、国際機関の口座へ資金を一括拠出する。国際機関自らが施工業者、コンサルタント等と契約し、資金管理業務等を実施する。

実施体制(二国間援助)



* 施工業者は日本法人及び国民に限定されない。大半の場合現地業者を想定しているが、周辺国等の業者を活用する場合もあり得る。

△ 施工監理コンサルタントは日本法人及び国民に限定されない。

コスト削減の観点からも施工監理コンサルタントが複数の分野の監理を兼ねることが出来ればより望ましい。

● JICAは、概略設計調査を踏まえ、調達代理機関に対して、施工監理コンサルタント若しくは技術者の雇用を推薦することができる。

実施体制（国際機関との協力）

